

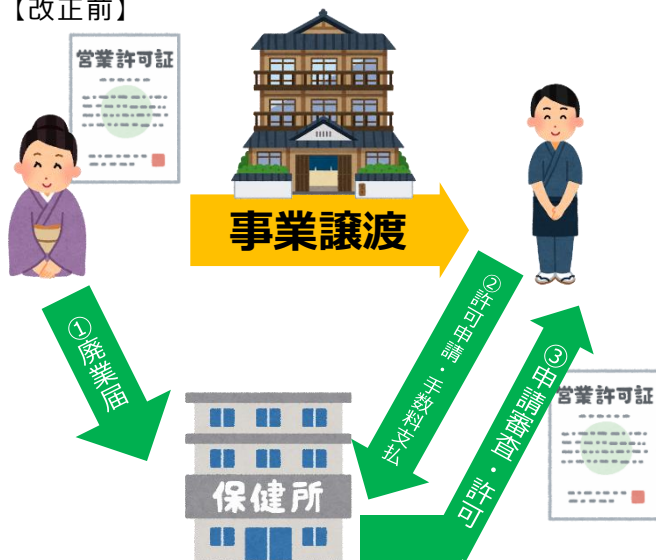
事業譲渡に関する手続が整備されます

2023年12月13日から、承認手続のみとなります

1

2023（令和5）年12月13日から、旅館業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、あらかじめ承認手続を行うことにより、営業者の地位を承継することとなります。

【改正前】



【改正後】



※承認申請には譲渡を証する書類等の添付が必要。

2

譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、管轄の保健所にあらかじめ相談するようお願いいたします。また、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、保健所に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。

3

申請は譲渡人と譲受人が申請を行う必要があります。

（申請に際しては、譲渡人と譲受人のいずれか一方が、譲渡人と譲受人の連名の申請書を提出すること考えられます。）

4

営業における衛生管理に関する一義的な責任は、譲受人にあります。そのため、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保してください。

5

譲受人は、譲渡人が営業の許可を受けた際（変更があった場合には変更の届出を行った際）に提出した図面その他の書類の控えを適切に管理してください。

その他の留意事項について

- 1 原則として、承継の前後で、許可の内容は、変更されません。
(ただし、譲渡の申請の際に、変更の届出を行うことは可能です。)
譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は、原則として、承継されます。
営業の許可がされている事業の一部を譲渡する場合（※）は、今回の改正により措置された事業譲渡に係る規定の対象外です。

(※) 例えば、1号棟および2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等
- 2 申請書に添付する「旅館業の譲渡を証する書類」は、譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類（基本的には、譲渡契約書等の写し等）であることが必要です。その書類の中で、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要があります。
- 3 申請書に添付する定款及び寄付行為の写しは、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければなりません。
(譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のものでなければなりません。)
- 4 譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可が必要となり、今回の改正により導入された承認制度は適用されません。
- 5 仮に事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、営業者は、事業譲渡の手続とは別に、通常の施設の増設等に必要となる保健所への変更届の提出等を行う必要があります。
なお、同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規と同様の取扱いとなります。
- 6 事業譲渡の新たな手続に基づき営業を承継した場合は、その承継の承認後、保健所により、営業を承継した者の業務の状況について調査がされることになります。

参考情報

■ 厚生労働省ウェブサイト（事業譲渡について）

URL : https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second_4.html



■ 事業譲渡に際し、譲受人は、衛生水準の向上等を使命とする生活衛生同業組合への加入も、ぜひご検討ください。

URL : <https://www.seiei.or.jp/kumiai/index.html>

